

立川市競争入札参加者格付け及び指名基準

( 総 則 )

第 1 条 工事又は製造その他の請負の契約について、立川市契約事務規則 ( 昭和 39 年立川市規則第 15 号 ) 第 26 条から第 28 条までの定めるところにより、業者を指名する基準その他競争入札参加者の選定のために必要な事項は、別に定めるもののほか、この基準に定めるところによる。

( 審査格付け基準 )

第 2 条 指名競争入札参加者については、建設業法 ( 昭和 24 年法律第 100 号 ) 第 27 条の 23 第 1 項に基づく国土交通大臣又は都道府県知事の行う経営事項の審査による総合数値により、契約の種類ごとに次の表に掲げる A、B 又は C の 3 等級に格付けする。

等級 \ 種類	総 合 数 値	
	建築一式工事 及び 土木一式工事	その他の建設工事
A	1,000 点以上	800 点以上
B	1,000 点未満	800 点未満
	750 点以上	650 点以上
C	750 点未満	650 点未満

2 前項に規定する建築一式工事、土木一式工事及びその他の建設工事の区分は、次の表に掲げるとおりとする。

建築一式工事	建築工事 コンクリートプレハブ 鉄骨プレハブ ひき家・解体 石綿処理 ガソリンスタンド 強化樹脂板取付
土木一式工事	橋りょう工事 河川工事 下水道施設工事 潜かん 軌道シールド工事 推進工事 地下鉄工事 運動場施設 PC けた 一般土木 公設ます工事 グラウト 道路標識設置 ガードレール モルタル吹付け ( 道路 ) 植生 防音壁・しゃ音壁 PC タンク すべり止め舗装 伸縮継手 ( 橋りょう等 ) ウェルポイント 床板補強 ( 橋等 )
その他の建設工事	上記に属さないその他の工事

(発注工事の範囲)

第3条 前条第1項に定める表の等級区分に対応する発注工事の範囲は、次の表に掲げるとおりとする。

種類 等級	予 定 価 格		
	建築一式工事	土木一式工事	その他の建設工事
A	300,000,000円以上	200,000,000円以上	100,000,000円以上
B	300,000,000円未満	200,000,000円未満	100,000,000円未満
	15,000,000円以上	15,000,000円以上	10,000,000円以上
C	15,000,000円未満	15,000,000円未満	10,000,000円未満

(指名基準)

第4条 市長は、前条の表による等級区分に対応する契約について指名競争入札に付そうとするときは、予定価格に対応する等級に属する資格者のうちから指名競争に参加する者を指名するものとする。ただし、工事の規模内容等により、直近上位及び直近下位並びに下位2等級に属する資格者で工事成績が特に優秀なものを指名することができる。

2 前項ただし書による指名において、等級Bに対応する工事の指名にあつては、Aの等級の業者は、その指名する業者総数の2分の1を、又等級Aに対応する工事の指名にあつては、Cの等級の業者の数は、その指名する業者の総数のそれぞれ2分の1を超えることができない。

3 特別な技術を要する工事等に係る契約については、前項までの規定によらないで指名競争入札に参加する者を指名することができる。

(指名業者数)

第5条 指名競争入札に付する場合の指名業者の数は、おおむね次の表に掲げるとおりとする。

業者数 種類	予定価格
	全ての工事
10社	40,000,000円以上
8社	40,000,000円未満
	10,000,000円以上
7社	10,000,000円未満

	5,000,000 円以上
5 社	5,000,000 円未満 1,300,000 円以上
4 社	1,300,000 円未満 500,000 円以上
2 ~ 3 社	500,000 円未満

( 注意事項 )

第 6 条 工事契約については、指名競争入札に参加する者を指名しようとするときは、次の各号に掲げる事項について、留意しなければならない。

- (1) 市内業者優先
- (2) 不誠実な行為の有無その他信用状態
- (3) 工事成績
- (4) 手持工事の状況
- (5) 当該工事の施工についての技術的適性
- (6) 立川市競争入札等参加停止基準

2 製造契約その他の契約については、前項の規定を準用する。

附 則

- 1 この基準は、昭和53年12月20日から施行する。
- 2 立川市指名競争入札参加者選定基準（昭和40年4月1日制定）は廃止する。
- 3 この基準による第4条（指名基準）、第5条（指名業者数）及び第6条（注意事項）の規定は、昭和54年3月31日までは、なお従前の例による。

附 則

この基準は、昭和55年11月1日から施行する。

附 則

この基準は、昭和56年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、昭和57年6月15日から施行する。

附 則

この基準は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 8 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 17 年 8 月 1 日から施行する。